

騒音・振動に係る公害防止管理者等の届出書類

(2部提出)

届出書	公害防止管理者 (統括者・公害防止管理者(統括者)の代理者) 選任(解任)届出書(騒音・振動)	
添付書類 ※添付する書類には左記の番号を振ること。	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る公害防止管理者又はその代理者を選任する場合、以下の書類を添付すること。	
	(1) 騒音・振動関係公害防止管理者の資格を有する者であることを証明する書類。	
	(2) 2以上の工場に選任する場合、基準を満たしていることを証明する書類。	
該当施設を有する工場の場所等 (場所・施設種類)		規制される法律・条例
騒音発生施設、振動発生施設 ・一部の特定施設		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 第3条第3項(第6条第2項) 第4条第3項(第6条第2項) 和歌山県公害防止条例 第51条第2項